

前橋市宅地開発指導要綱に係る下水道工事の取扱基準

1. 本基準は、前橋市宅地開発指導要綱（平成16年前橋市告示第339号）に係る開発行為等（以下「開発行為等」という。）による下水道工事の取扱に必要な事項を定めるものとする。
2. 開発行為等を行う者（以下「事業者」という。）は、開発行為等に伴う下水道工事（以下「工事」という。）の着手前に前橋市公営企業管理者（以下「管理者」という。）に工事着手届（様式第1号）に必要な書類を添付し提出しなければならない。
なお、開発行為等のうち開発許可適用除外となる工事については、帰属承諾書を併せて提出しなければならない。
3. 工事の施工にあたっては、下水道法、前橋市公共下水道条例、下水道工事標準仕様書、開発行為等の事前協議における下水道布設工事の実施基準を遵守し施工しなければならない。
4. 開発行為等のうち、開発許可適用除外となる工事の事業者は、工事が完成したときは、速やかに工事完成届（様式第2号）を管理者に提出し、管理者が指定する検査員による検査を受けることとする。
5. 検査員は、速やかに当該工事の検査を行い、検査の結果を検査調書（様式第3号）により管理者に報告しなければならない。
6. 管理者は、前項の報告があったときは、検査の結果を検査結果通知書（様式第4号）により事業者へ通知するものとする。
7. 開発許可適用除外となる工事のうち道路用地の寄附を伴う場合の下水道施設は、道路用地の寄附受入をもって、設置した下水道施設も前橋市水道局に帰属するものとする。
8. 前項によらない開発許可適用除外となる工事により設置した下水道施設の帰属は、検査結果通知をもって前橋市水道局に帰属するものとする。
9. この基準に定めるもののほか必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

この基準は、平成31年 4月 1日から施行する。

この基準は、令和 3年 4月 1日から施行する。